

PF-UA 会則

第1章 総則

第1条 本会は、「PF-ユーザアソシエーション」(PF-UA)と称し、高エネルギー加速器研究機構・放射光科学研究施設（以下PFと称す）のユーザを代表する唯一の正式団体である。

第2条 本会は、PFにおける研究活動を一層推進するために、PFに対して、施設の整備、運用、利用の提案をおこない、PFとの意思疎通、会員相互の交流・意見交換、ならびに利用の円滑化を図るとともに、PFの次期計画を推進することを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために以下の活動を行う。

1. 会員相互の意見・情報交換。
2. 会員の利用に関する要望の取りまとめとPFとの意見交換・提言。
3. PFシンポジウム等の学術的会合の開催。
4. PFの施設整備・高度化の提言とその推進。
5. PFのさまざまな活動に対する提言・協力。
6. PFの成果を広く伝え、社会からのサポートを得るための活動。
7. PFを支える人材育成。
8. その他、運営委員会で適当と認められた事項。

第4条 会則の実行に必要な細則は、運営委員会の議によって定め、総会に報告される。

第2章 会員

第5条 会員は正会員と賛助会員からなる。正会員は以下に該当する者で、2については、運営委員会で入会が適当と認められた者により構成される。

1. PFにユーザ登録している者。
2. 本会およびPFの活動に関心を持つ者。

正会員の有効期間は第1項正会員については、登録時からユーザ登録期間中（翌年度の4月30日）とし、第2項正会員については、登録後5年たった後の年度末とする。また、情報共有の観点から、PF職員はオブザーバーとして本会に参加することができる。ただし、本規定はPF職員が第1項、第2項正会員として本会に参加することを妨げるものではない。

第6条 上記正会員は、本会の活動に参加することができる。

第7条 第5条第2項の正会員は、会に届け出て退会することができる。

第8条 賛助会員の資格については、細則に定める。

第3章 会長、運営委員、幹事

第9条 本会に会長をおく。会長は細則に定める方法により、運営委員会がPFスタッフ以外の正会員（PF所外会員）の中から適任者を推薦し、正会員が選挙して決める。

第10条 会長、運営委員、および幹事の資格は、次に掲げるとおりとする。

会長、運営委員、幹事は、選出時に正会員であることを要し、任期中会則第5条の第2項の正会員となり、任期終了時に元の会員資格に戻る。

第11条 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、運営委員会を召集する。

第12条 本会に25名のPF所外委員と5名のPF内委員からなる運営委員会をおく。PF所外運営委員は細則に定める方法によって、PF所外会員より選出される。

第13条 本会に数名の幹事をおく。幹事は、PF所外会員の中から会長によって指名され、運営委員会の承認を経て選任される。

第14条 運営委員会の決定に基づいて、庶務、会計、行事、編集・広報、戦略・将来計画、推薦・選挙管理、共同利用、教育、その他の幹事を置く。幹事は、これらの業務に関して運営委員会に提案を行い、運営委員会におかれる小委員会の委員長となる。また、運営委員会に出席し、提案、業務報告を行う。

第15条 運営委員は、行事、編集・広報、戦略・将来計画、推薦・選挙管理、共同利用、教育担当・その他に分かれ、細則に基づき、各種小委員会に所属する。

第16条 会長の任期は3年とし、重任することはできない。運営委員の任期は3年とし、重任を妨げない。幹事の任期は3年とし、重任を妨げない。任期は4月1日に始まる。

第4章 総会，運営委員会，幹事会

第17条 総会は年1回開かれ，本会運営の基本方針の決定を行う。総会は会長が招集し，議長は会員の互選による。

第18条 総会の議題は会長が提出する。総会での議決は，出席正会員の過半数による。また，可否同数の場合は議長が決める。

第19条 総会の定足数は，正会員数の1/50とする。ただし，出席は委任状を以て代える事ができる。

第20条 運営委員会は，総会の決定した基本方針に基づき，会の運営方針を決定し，その実行を会長および幹事および小委員会に委嘱する。

第21条 幹事会は会長および各幹事により構成し，本会の運営のための実務を審議し実行する。幹事会は会長が招集し，その議長は会長が務める。

第5章 ユーザグループ・メタグループ

第22条 ユーザグループは研究分野・研究手法等を共通とする研究者から構成され，下記の活動を行う。ユーザグループは運営委員会により設置が認められる。ユーザグループは設立趣意書を共同利用委員会に提出し，運営委員会の協議を経て設置が認められる。

1. 当該分野の研究者コミュニティのPFにおける共同利用や将来計画等に関する問題について具体的に検討を行う。その結果は利用幹事を通して，運営委員会に上げ，PFに提言する。
2. 推薦・選挙管理幹事からの依頼により，運営委員等の推薦を行う。
3. 当該分野のユーザの意見集約を行い，利用幹事に意見具申する。
4. その他，運営委員会が必要と認めた業務を行うとともに，必要な事項は運営委員会が定める。

第23条 各ユーザグループは1名の代表者を選出する。選出方法・任期については各ユーザグループが独自に決める。ユーザグループは5年ごとにその活動の目的，方針を検討し，利用幹事を通して，運営委員会に活動報告と継続・改編の申請を行う。

第24条 ユーザグループは、PFのグループ構成に対応したメタユーザグループに属する。ユーザグループの代表者の中から、互選でメタユーザグループの代表を選出し、利用幹事を通して、運営委員会に報告する。メタユーザグループ代表は、対応するPFのグループ代表と密接な連絡をとり、当該分野に関わる共通事項を協議し、所属するユーザグループの意見を集約する。

第25条 既存のメタユーザグループの再編及びユーザグループの統廃合の申請は、別途、細則に定める。

第6章 会計

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第27条 本会の収支決算は、運営委員会において承認され、また総会に報告されなければならない。

第28条 会費の年額、正会員の種別による差異等は、運営委員会の議を経て総会での議決によって定める。

第6章 会則の変更

第29条 会則の変更は、運営委員会の議を経て、総会における議決によって行う。

付則：この会則は平成24年4月1日より施行する。

改正 平成25年3月13日

改正 平成28年3月16日

改正 平成29年3月15日

細則

第1章 会員

第1条 会則第5条第2項により入会する際には、所定のフォーマットに記入し、事務局に提出する。所定のフォーマットは事務局あるいはホームページより入手できる。

第2条 個人の正会費は原則無料とする。特定の事業を規定して、正会員からの寄付を受け付ける。寄付は1口年間2000円とし、銀行の引き落としを利用する。

第3条 事務局は会員名簿を整備し、定期的にその更新を行う。個人情報の取り扱いに関しては、KEKの個人情報取り扱い規程に準拠して行う。

第4条 賛助会員は、PFにおける放射光科学の推進に賛意を持つ民間の企業または団体とする。賛助会員の年会費は1口10,000円とする。

第5条 賛助会員の有効期間は当該年度の年度末とする。但し、入会時点で有効期間が3ヶ月以下となる場合は翌年度の年度末までとする。

第2章 運営委員、および会長の選出

第6条 運営委員の選出は次の方法による。

1. PF 所外運営委員は、会長の指名する幹事のもとに構成される推薦・選挙管理小委員会が管理する選挙において、正会員によって、PF 所外会員の候補者の中から選出される。候補者は、以下の方法で選出される。
 1. ユーザグループからの推薦（各ユーザグループ1名以内の推薦が行える）。
 2. 運営委員会委員からの推薦（各委員1名以内の推薦が行える）。
 3. 3名以上の正会員の連名での推薦（1名の正会員が推薦できるのは1名とする）。
 4. 会長による推薦。
2. 上記候補者について正会員による25名連記の投票を行い、上位25名が次期PF外運営委員に選出される。ただし、票数が同じ場合は、年齢の若い正会員を運営委員とする。投票に際しては、推薦・選挙管理小委員会は氏名、所属、身分を明らかにして候補者を公示する。また、投票前に候補者に対して、候補者としての承諾を得る。

なお、任期中に運営委員が欠員となった場合は、次点以下を上位順に繰り上げて選出する。ただし、票数が同じ場合は、年齢の若い正会員を運営委員にする。

3. PF内運営委員は、PF施設長が任命する。

第7条 会長の選出は次の方法による。

1. 推薦・選挙管理幹事は会長推薦・選挙管理小委員会を招集し、現会長任期満了1年半前に運営委員会に対して、次期会長候補者推薦の要請を行う。
2. 運営委員会は、PF所外の正会員の中から次期会長候補者を1名ないしは若干名を推薦・選挙管理小委員会に推薦する。推薦・選挙管理小委員会は被推薦者に候補者となる承諾を得たのち、次期会長候補者をPF-UA正会員に公示し、同小委員会が管理する正会員の選挙にて、次期会長を決する。候補者が1名の場合は信任投票として、投票総数の過半数をもって信任とする。
3. 会長が任期中に何らかの事由により欠員となった場合は、推薦・選挙管理小委員会の要請の元、運営委員会は速やかに後任の会長選出の手続きを進める。

第8条 1年前に選出された次期会長は幹事会、運営委員会、戦略・将来計画小委員会に参加し、PF-UA運営用務の引き継ぎを行う。

第2章 小委員会

第9条 運営委員会の中に、庶務小委員会、行事小委員会、広報小委員会、戦略・将来計画小委員会、共同利用小委員会、推薦・選挙管理小委員会、教育小委員会、その他必要な小委員会を設ける。運営委員は、いずれかの小委員会に所属し、それぞれの活動を担当する。2つ以上の小委員会に所属することは妨げない。また、必要に応じて、各小委員会は、運営委員以外のPF-UA会員を委員にすることができる。各小委員会の委員長は幹事はその責に当たる。ただし、戦略・将来計画小委員会は会長が委員長を兼ね、当該幹事が副委員長の責に当たる。各種小委員会は、活動を定期的に運営委員会に報告するとともに、年度ごとの事業内容をPFシンポジウムおよび編集・広報小委員会を通してwebおよびPFニュースで報告する。

第10条 庶務小委員会は、会員名簿の管理、mailing listの管理、会員への情報伝達およびPF-UAの活動に必要な庶務を統括する。

第11条 行事小委員会は、研究成果発表と会員相互の交流を目的とし、また、PFにおける研究活動の

推進と共同利用の円滑化のために、各種の学術的会合や講習会等を企画し、実施する。行事委員会は、学術的会合のひとつとして、PF シンポジウムを毎年1回開催する。またその他の学術的会合を開催、運営する。編集・広報小委員会と協力して、PF シンポジウムの企業展示・広告を集め、出展の計画を練る。

第12条 編集・広報小委員会は、Web の管理を行うとともに PF ニュース等を利用した情報発信を行う。PF における成果を広く報じるため、ユーザのアクティビティを定期的集め、PF ニュース、PF Activity Report、KEK 広報へ情報を提供する。また、PF-UA の賛助会員の拡大のため、企業展示・広告を集める。また、委員長は PF ニュースの編集副委員長を兼ねる。

第13条 戦略・将来計画検討小委員会は PF における共同利用体制（PAC、研究成果の評価）およびビームラインの改変などを適宜必要に応じて具体的に討議し、PF の戦略に関して運営委員会の承諾を得て PF に提言する。また、PF の次期計画については、PF と協力・連携してロードマップ等の作成に関与し、運営委員会の承諾を得て PF に提言する。

第14条 共同利用小委員会は、より効率的に高い研究成果を創出するため、PF ユーザの声を集め、PF に提案することを目的に活動を行う。また、ユーザグループと連絡をとり、ユーザグループに関する案件を扱う。

第15条 推薦・選挙管理小委員会は運営委員会および次期会長の選挙の実施に関わる必要事項を統括する。会長からの諮問に基づき、必要な高エネルギー加速器研究機構の委員の推薦を答申する。また、高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所運営協議委員会の外部運営委員候補者および PF-PAC 委員等の推薦に当たっては、運営委員やユーザグループの意見聴取を行い、これに基づき、推薦を会長に答申する。

第16条 教育小委員会は、PF における大学と連携した大学院教育の可能性について、検討を行う。また、若手研究会・講習会等を PF および行事小委員会と共同して開催する。

第17条 各小委員会は必要に応じて、合同で開催することができる。

第4章 ユーザグループ、メタユーザグループ

第18条 本則第21条により承認された各ユーザグループの代表者をもってユーザグループ代表者会議を構成する。ユーザグループ代表者会議は会長が招集する。

第19条 メタユーザグループの代表は所属するユーザグループの代表を集め、メタユーザグループ会議を行うことができる。メタユーザグループ会議は、関連するビームラインの統廃合、再配置の具体策等をPFとともに議論する。

第20条 既存のユーザグループの統廃合の申請は、統合趣意書を共同利用委員会に提出し、共同利用小委員会で検討の後、幹事会の協議を経て承認される。

第21条 共同利用幹事は、発足後5年目を迎えるユーザグループに対して、期限の半年前に、活動報告書と継続申請書の提出を求める。また、必要に応じて、統合の検討を促す。

第5章 総会

第22条 総会は、年1回開かれる。

第23条 会長は総会開催の日時、場所、および議題を、開催期日の2週間前までに会員に通知しなければならない。

第6章 その他

第24条 運営委員会、幹事会、各種小委員会、メタユーザグループ会議は、email 会議およびテレビ会議による議事および議決も可とする。

第7章 事務局

第25条 事務局は高エネルギー加速器研究機構内（茨城県つくば市大穂1-1）に置く。

付則 この細則は平成24年4月1日より施行する。

なお、PF-UAは平成24年4月1日に設立された。

改正 平成25年3月13日

改正 平成28年3月16日

改正 平成29年3月15日